

行政文書一部公開決定通知書

4 観名保第26号
令和4年5月19日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和4年4月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城木造天守基礎構造検討に係る調整会議（第3回） ① 会議録 ② 会議の内容がわかるものとして 会議メモ ③ 会議概要 ④ 配布資料		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和4年5月19日 以降	午前 時 午後
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	① 会議録について 請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。 ② 会議メモについて 名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号、第4号及び第5号に該当するため、一部を非公開とします。 （第7条第1項第1号） 当該行政文書には、受託業者からの参加者の氏名が記載されており、これは「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であるため （第7条第1項第4号及び第5号） 当該行政文書には、非公開会議での発言者、発言内容が記載されており、公にすることにより名古屋市と発言者等との間の信頼関係が損なわれ、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があり、		

<p>行政文書の一部を公開しない理由</p>	<p>また、名古屋城天守木造復元事業にかかる「事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため</p> <p>③ 会議概要について 請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。</p> <p>④ 配布資料について 名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号、第4号及び第5号に該当するため、一部を非公開とします。</p> <p>(第7条第1項第1号) 当該行政文書には、受託業者からの参加者の氏名が記載されており、これは「特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもの」であるため</p> <p>(第7条第1項第4号および第5号) 当該行政文書は非公開の会議で配布された資料であり、中間的かつ暫定的な検討の内容が記載されており、公にすることにより、市民等から名古屋市や有識者会議構成員等に問合せ・苦情等が寄せられ、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるため</p>
<p>備考</p>	<p><決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。